

## 第四次川越市教育振興基本計画について

### 川越市教育振興基本計画について

#### 教育振興基本計画とは

教育振興基本計画とは、教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策を総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第1項に基づき政府として策定する計画であり、地方自治体においても国の計画を参考に、地域の实情に応じた基本計画を作ることが努力目標となっている。

#### 川越市教育振興基本計画

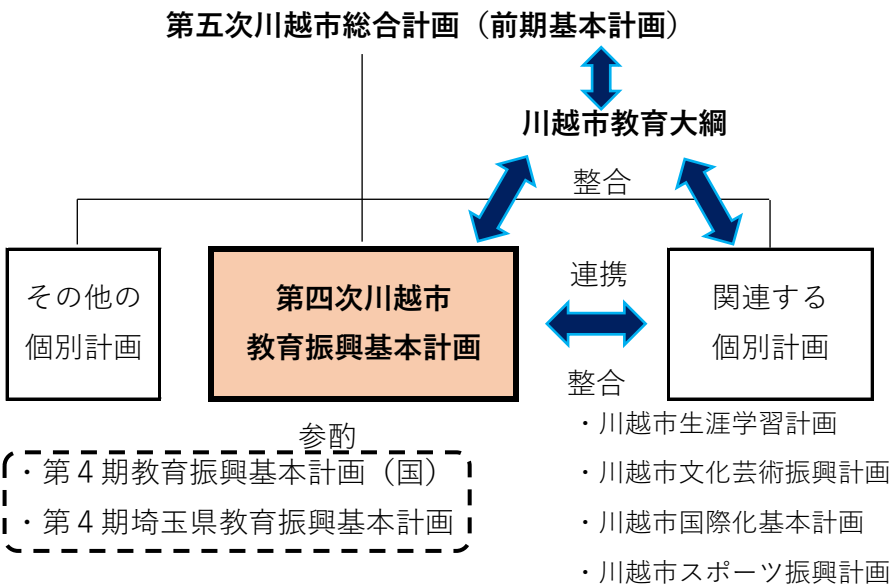
- ・国・埼玉県教育振興基本計画を参酌するとともに、上位計画である川越市総合計画に基づき、教育大綱で示される方針を担保するものとして、本市の教育に関連する計画との整合を図りながら策定している
- ・現行計画である第三次川越市教育振興計画は令和3年度から令和7年度までを計画期間としており、第四次川越市教育振興基本計画では、令和8年度から令和12年度を計画期間としている

（参考）教育基本法

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の实情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

#### 計画の位置づけ



### 現行計画の現状と総括について

#### 現行計画の現状

現行計画では、基本理念の下に3つの目標を掲げ、それらに沿った9つの施策を推進。

#### 基本理念

生きる力を育み未来を拓く川越市の教育

#### 3つの目標

- ① 志を高くもち、自ら学び考え、行動する子どもの育成
- ② 安全・安心で学びを保障する教育環境の整備
- ③ 郷土に誇りをもち、生きがいや思いやりに満ちた、誰もが活躍できる社会の実現

※事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、全ての教育委員会は、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされている。

本市においても、これにより教育振興基本計画の進行管理を行っている。

#### 現行計画下での主な成果

- ・全ての市立学校にコミュニティ・スクールの導入
- ・川越授業スタンダードを基にした授業改善の取組
- ・多様な学習機会の提供（オンライン講座の実施、電子書籍の導入等）
- ・学習環境の整備（ICT、小中学校空調設備、公民館更新等）
- ・山王塚古墳の国指定史跡、川越市文化財保存活用地域計画の策定など

#### 第四次計画に向けた総括

- ・国及び県の計画と概ね内容が整合 ⇒第四次計画への継続性
- ・現行計画の「生きる力」を踏まえた取組 ⇒第四次計画への発展
- ・ますます予測困難で変化の激しい社会への対応 ⇒新たな対応

★現行計画の教育施策に継続性を持たせつつ発展させながら、社会の変化に対応できる深く質の高い教育の実現が必要

### 第四次川越市教育振興基本計画の策定状況について

#### 策定方針

- ★第四次計画は現行計画の内容・構成を基本とする
  - ⇒国及び県の現行計画と概ね内容が整合
  - ⇒現行計画からの継続性と発展性
- ★国及び県の現行計画を参酌し、本市総合計画等との整合を図りながら必要な変更を行う
  - ⇒社会状況の変化に対応
  - ⇒一貫性のある本市施策の推進（R6.6.5教育長決裁）

※国及び県の現行計画に挙げられている視点

（国）

- ・個々のよさを認識し、他者を尊重し協働する「持続可能な社会の創り手」の育成
- ・個人、社会のウェルビーイングの実現

（県）

- ・一人ひとりのよさを認識し、他者を尊重する共生社会の実現に向けた教育の推進
- ・教育DXによる状況に応じた最適な教育手法を通じた効果の向上

#### 策定に係る進捗状況

第四次計画の基礎資料とするため、R6年度にアンケート調査を実施した。（対象者：市民、保護者、教員、児童生徒）

庁内作業部会及び庁内策定会議を経て、業務委託コンサル業者の知見も活用しながら、第四次計画における総論部分を教育委員会会議にて協議した。

#### 策定に向けた今後の予定

